

平成21年5月21日

各 位

東京都千代田区大手町二丁目6番1号信越化学工業株式会社代表取締役社長金川千尋 (コード番号4063)

問合せ先:

取締役経理部長 笠 原 俊 幸 TEL(03)3246-5051

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第132回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除及び条数の繰上げ等を行うとともに、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないとされておりますことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、決済合理化法附則第6条第1項に定める「みなし定款変更」に基づいて、現 行定款第7条(株券の発行)は削除されたものとみなされております。

- (2) 今後の業容拡大に備えて、経営体制の強化を図るため、定款第21条(定員)の取締役の定員を4名増員し26名にしようとするものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日 平成 21 年 6 月 26 日

以上

(下線は変更部分を示します)

款 変 現 定 行 第2章 株式 第2章 株式 (株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行す (削)除) (現行通り) 第8条~第9条 (条文省略) 第7条~第8条 (単元未満株券の不発行) 第10条 当会社は、第7条の規定にかかわら (削 除) 単元未満株式に係る株券を発行しな ただし、株式取扱規程に定めるとこ ろについてはこの限りでない。 (単元未満株式についての権利) (単元未満株式についての権利) 第11条 当会社の株主(実質株主を含む。以 第9条 当会社の株主は、その有する単元未 下同じ。)は、その有する単元未満株式 満株式について、次に掲げる権利以外の 権利を行使することができない。 について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。 (現行通り) $(1) \sim (4)$ (1) ~ (4) (条文省略) 第12条 (条文省略) 第10条 (現行通り) (株主名簿管理人) (株主名簿管理人) 第13条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所 株主名簿管理人及びその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって定め、これ は、取締役会の決議によって定め、これ を公告する。 を公告する。 当会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含</u> 。以下同じ。)、新株予約権原簿<u>及び</u> 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿 の作成並びに備置きその他の株主名簿及 株券喪失登録簿の作成並びに備置きその び新株予約権原簿に関する事務は、これ を株主名簿管理人に委託し、当会社にお 他の株主名簿<u>、</u>新株予約権原簿<u>及び株券</u> 喪失登録簿に関する事務は、これを株主 いては取り扱わない。 **| 名簿管理人に委託し、当会社においては** 取り扱わない。 第14条~第20条 (条文省略) 第12条~第18条 (現行通り) 第4章 取締役及び取締役会 第4章 取締役及び取締役会 (定員) (定員) 第21条 当会社に取締役22名以内を置く。 第19条 当会社に取締役26名以内を置く。 第22条~第39条 (条文省略) 第20条~第37条 (現行通り) (新 設) 附則 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び 備置きその他の株券喪失登録簿に関する 事務は、これを株主名簿管理人に委託 し、当会社においては取り扱わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5

日まで効力を有し、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するもの

とする。